

令和3年5月31日

保護者の皆様

京都市立嵯峨中学校

校長 小滝 俊則

「緊急事態宣言」の期間再延長を踏まえた水泳授業の取扱いについて

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

この度、令和3年5月31日（月）まで延長されていた緊急事態措置が、令和3年6月20日（日）まで延長されることになりました。

これを受けまして、京都市教育委員会より、緊急事態措置が延長される期間内における水泳学習の実施を見合わせるよう通知があつたため、本校においても、緊急事態措置の期間中は水泳学習を実施しないことといたします。

なお、現時点では、緊急事態措置が解除された場合は、感染拡大防止策を徹底したうえで実施可能とされており、解除後の対応については改めてお知らせいたします。

また、今後、京都府内の感染状況や国の動向、京都市教育委員会からの通知等を踏まえ、対応を変更する場合についても改めてお知らせいたします。

御理解・御協力のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。